

よくある質問



Q1：保育施設の空き状況を知りたい。

A：藤沢市ホームページにて毎月の審査後(およそ20日頃)に掲載しています。なお、掲載されているデータは随時更新ではありませんのでご了承ください。また、保育施設の状況によっては、定員上空きがあっても満員まで受け入れをすることができない場合もありますので、ご了承ください。

Q2：申込ナビ(この冊子)を読んだけれど、保育施設の申込みや選び方についてより詳しく相談したい。

A：本冊子でご不明点がございましたら、保育課までお問い合わせください。また、藤沢市では「保育コンシェルジュ」による予約制の相談業務を行っております。詳細はP34のご案内及び二次元コードをご覧ください。

Q3：希望保育施設の見学をしていない場合は審査に影響しますか？

A：家庭的保育事業につきましては、申込みにあたり見学が必須です。他の保育施設については見学の有無は審査に影響しませんが、持病やアレルギーなどがある場合は、申し込み前に必ず保育施設に事前見学又は事前相談をしてください。

Q4：就労先での育児休業の取得(延長)申請のために、入所保留通知が必要と言われた。

A：就労先から指定を受けた対象期間をご確認の上、入所申し込みを行ってください。いかなる理由においても、申し込みをしていない月や申込取り下げをした月における結果通知はできませんのでご注意ください。

また、審査の結果内定し、内定辞退をした場合には、入所保留通知を発行することはできません(内定通知の発行のみの取り扱いとなる)のでご承知おきください。

なお、就労先によっては申込書類のコピーを保護者へ求めることがあります。原則、申込受付後の申込書類についてはコピーを保育課から交付することはできません。就労先にご確認の上、必要に応じて、申込前にご自身でコピーをおとりください。

Q5：藤沢市内の認可保育施設と藤沢市外の認可保育施設の両方を申込みたい。

A：市区町村によってお申込みできる要件が異なりますので、各市区町村にご確認ください。また、申請されたいいずれかの施設において内定された場合には、その他市内外全ての保育施設の申込みは取り下げとなります。また、市内外それぞれの施設において内定され、藤沢市の保育施設を内定辞退する場合には-2点の減算の対象となります。他の認可保育施設へ転園を希望する場合は、改めてお申込みいただく必要がございます。

なお、申請される際は、必ず市内認可保育施設申し込み分と、市外認可保育施設分とで1部ずつ書類をご用意ください。

Q6：小規模保育施設卒園児とそのきょうだいの加点について知りたい。

A：小規模保育事業の卒園児が卒園時に他園への転園をする際に、卒園児以外で同時に新年度4月からの入所を希望しているきょうだいがいる場合は、卒園児が内定した施設に対するきょうだい加点(基礎点に+2点の加点)は4月の2次審査から反映となります(一次審査の時点では同時に小規模保育施設の行き先も審査しているため、きょうだいに加点をすることはできません)。詳細は下記例をご確認ください。藤沢ベビーセンター、湘南台つぼみ、ときわぎ保育園(2歳コース)卒園児についても同様の取扱いとなります。

また、小規模保育事業については定員の弾力化を行い、3歳児まで受け入れが可能な場合もありますので、保育施設へお問い合わせください。

小規模卒園児のきょうだい加点(新年度)の例

(例)

【兄】藤沢太郎：小規模保育施設Aを令和6年3月に卒園し、小規模保育施設Aの連携園の認可保育施設Bへ令和6年4月より転園内定。

【妹】藤沢花子：令和6年4月からの新規申請。令和6年4月の1次審査分から入所申込み。希望園のうち1つが認可保育施設Bである。

→【4月1次入所審査】この時点では太郎の内定先が決まっていないため、Bにおけるきょうだい加点を花子に適用することは不可

→【4月2次入所審査以降】花子のBの入所審査についてのみ加点(他の保育施設の審査についてはきょうだい加点なし)

Q7：4月入所の1次申込期間中に、申込についての質問や相談はできますか？

A：電話・窓口ともにお問い合わせやご相談は可能です。ただし、その場で申込書類を提出することはできませんのでご了承ください(申込書類・返信用封筒を封筒に封緘した状態で専用BOXに投函していただく形のみ受付可能です)。また、期間中は混雑が予想されますので、日にちに余裕をもってご相談や、保育コンシェルジュの予約などご検討ください。

Q8：待機順位や申込人数などを確認することはできますか？

A：入所申込み及び審査を行った保育施設のクラスにおける、内定者を含む申込み順位については回答できます。ただし、問い合わせは窓口にて書面でご申請いただき、後日回答(最長で2週間後)となりますのでご了承ください。なお、申込人数についてはQ1の空き状況同様、藤沢市ホームページに記載しています。

Q9：認可保育施設の入所を待っている間、子どもを別のところに預けたい

A：藤沢市には、一時預かり事業、認可外保育施設、幼稚園、ファミリーサポート事業など、認可保育施設の他にも児童を預ける事業があります。ご家庭の状況にあわせて、利用をご検討ください。詳しくは、施設に直接お問い合わせいただくか、P34の二次元コード(⑦～⑩)をご利用ください。